『売掛未収金回収制度』 ご利用のすすめ

回収業務を専門に行っている弁護士法人に対して回収業務を委託しました。
新しい取組では「請求」「管理」(「法的措置」)などを通じてより大きな回収効果が期待できます。

しくみの概要

① 未収金のご依頼は、

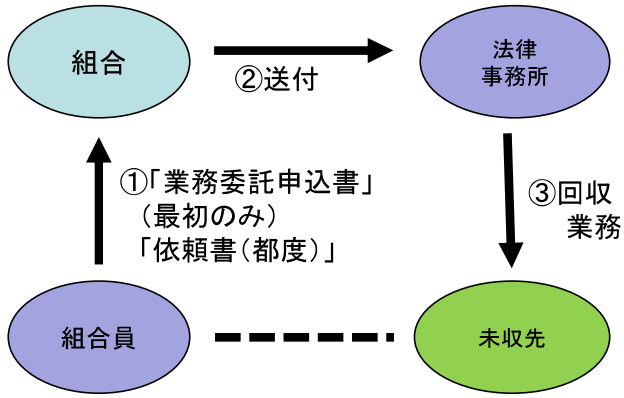

② 回収金の精算は、

回収された金額は、組合より依頼組合員へ精算されます。
(回収金から、手数料30%を負担頂きます。
内訳は、弁護士事務所25%、組合5%)

③ 依頼の対象は、

法的に請求ができなくなったもの (自己破産・時効を援用されたもの等・・・・・)を除く1,000円以上のすべての債権。(ほとんどすべてのものが対象となります)

利用をお薦めします

① 未収金から事業資金の増加を・・・

年末を迎えようとしている今、未収金から少しでも事業資金の増加をはかることは、とっても大切な事です。

② 本当にもったいないです・・・・・・・・

未収金は、あきらめてそのままにした時点でダメになります。
もったいない事です。

③ 弁護士を活用しない手はない・・・・・

あきらめる前に、法律事務所を活用してみましょう。
驚くような反応を得られることがございます。

④ 事前費用の負担はありません・・・・・

依頼にあたっては、相談料や着手金などの事前にかかる費用はありません。
完全成功報酬制となっています。
但し、一部費用が必要な場合は事前に相談します。

業務委託先

弁護士法人東新宿綜合法律事務所
東京都新宿区新宿5-11-30 新宿第五葉山ビル4F
TEL 03-5312-5091 FAX 03-5312-5094

島根県石油協同組合

松江市西嫁島3-5-25
TEL 0852-25-4488 FAX 0852-27-8544